

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３９号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○熊本市消防団員等公務災害補償条例〔消防局警防課〕 昭和４１年１０月１日 条例第３９号 （補償基礎額） 第５条 【略】 ２ 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１） 【略】 （２） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>９，１００円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３・４ 【略】 （遺族補償一時金） 第１５条 【略】 ２ 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、<u>前項各号</u>の順序とし、同項第２号及び第４号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。	○熊本市消防団員等公務災害補償条例〔消防局警防課〕 昭和４１年１０月１日 条例第３９号 （補償基礎額） 第５条 【略】 ２ 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１） 【略】 （２） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>８，９００円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３・４ 【略】 （遺族補償一時金） 第１５条 【略】 ２ 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、<u>前 各号</u>の順序とし、同項第２号及び第４号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 【略】

(年金たる損害補償の支給期間等)

第20条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

2・3 【略】

(死亡の推定)

第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3箇月間分からない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

附 則

(遺族補償年金前払一時金)

第5条 【略】

2～5 【略】

6 第12条第2項の規定は、遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、_____
同項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第5条第4項」と読み替えるものとする。

7 【略】

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給

3 【略】

(年金たる損害補償の支給期間等)

第20条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終る。

2・3 【略】

(死亡の推定)

第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3箇月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

附 則

(遺族補償年金前払一時金)

第5条 【略】

2～5 【略】

6 第12条第2項の規定は、遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第5条第4項」と読み替えるものとする。

7 【略】

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給

期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 【略】

8・9 【略】

(他の法律による給付との調整)

第6条 【略】

2～6 【略】

7 【略】

(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200

期月に当る月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 【略】

8・9 【略】

(他の法律による給付との調整)

第6条 【略】

2～6 【略】

7 【略】

(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200

分団長及び副分 団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び 団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
備考			
1・2 【略】			

分団長及び副分 団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長及び 団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
備考			
1・2 【略】			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項第2号及び別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。